

聴聞の実施

岐阜県公安委員会 公示第 八十二 号

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和二十三年七月十日、法律第二百二十二号）第四十一条の規定により聴聞を次のとおり行います。

令和八年九月九日

岐阜県公安委員会

委員長 林 正

一 事案番号

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律
第四十一条第二項に基づく聴聞第一号

二 聴聞の日時

令和八年九月二十四日 午後二時〇〇分

三 聴聞の場所

岐阜市藪田南二丁目一番一号 岐阜県警察本部五階

聴聞室

四 聴聞に関する事務を所掌する組織

岐阜市藪田南二丁目一番一号

岐阜県警察本部生活安全部生活安全総務課

